

みんなで支える森林づくりニュース(第14号)

平成25年4月

「みえ森と緑の県民税」の導入が決定しました 平成26年4月スタート

県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、3月の県議会での議決を経て、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」をスタートすることになりました。

納めていただいた税金は、森林づくりのほか、子どもたちに森林の大切さを学んでもらう森林環境教育や、県産材を活用した公共建物等の木造・木質化などに役立てていきます。

ご負担いただく金額は、現行の県民税均等割に上乗せする形で、1年間に、個人では千円、法人では県民税均等割額の10%相当額(2千円～8万円)となります。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆さんの理解・ご協力をお願いします。

「みえ森と緑の県民税」のしくみ

「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

個人

平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方

税額(年): 1,000円

⚠ 次の方には課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方

法人

平成26年4月1日以後に
開始する事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等

税額(年): 均等割額の10%相当額

| 資本金等の額 | 年税額 |
|--------------|---------|
| 50億円超 | 80,000円 |
| 10億円超、50億円以下 | 54,000円 |
| 1億円超、10億円以下 | 13,000円 |
| 1千万円超、1億円以下 | 5,000円 |
| 上記以外の法人等 | 2,000円 |

【ご意見・お問い合わせ先】

農林水産部 みどり共生推進課 みどり推進班

TEL: 059-224-2513 FAX: 059-224-2070

E-mail: midori@pref.mie.jp

みんなで支える森林づくり・三重 Facebook

<https://www.facebook.com/mieshinrin>



三重県

